

**宮城県議会議会改革推進会議
中間報告書**

平成 23 年 10 月
宮城県議会議会改革推進会議

目 次

1	今期議会改革推進会議の検討経緯（平成23年3月まで）	1
2	今期議会改革推進会議の検討経緯（平成23年4月以降）	1
	（1）検討事項の状況	1
	（2）各検討事項の検討内容	2
	成果	2
	検討事項18「附属機関等の委員の就任辞退」	2
	方向性が示された検討事項	3
	検討事項11「予算調製方針の説明と政策提言等」	3
	次期推進会議の検討事項	4
	①継続検討事項	4
	②新規検討事項	5
3	終わりに	5
	資料1	6
	資料2	7
	資料3	8
	資料4	9

1 今期議会改革推進会議の検討経緯（平成23年3月まで）

前期推進会議において方向性が示された検討事項1「常任委員会の機能強化（常任委員会の所管の組み替え）」については、平成23年2月定例会において委員会条例を改正し、統一地方選挙後、新たな所管での委員会審議等が実施されることとなった。

（※東日本大震災の特例措置により、被災地における地方選挙の期日が延期されたことから未施行となっている。）

また、検討事項11「予算調製方針の説明と政策提言等」については、前期推進会議の取り組みに引き続き、平成22年11月に試行として予算特別委員会において知事等による平成23年度予算に係る予算調製方針等の説明と質疑が実施された。

さらに、検討事項2「特別委員会の弾力的な設置」及び検討事項6「議会と県民及び市町村との意見交換」については、実施に向けた基本的な方向性を決定した。なお、検討事項6「議会と県民及び市町村との意見交換」の一環として、平成22年11月に宮城県議会子ども議会及び宮城県地方議会議員セミナーが実施されている。

2 今期議会改革推進会議の検討経緯（平成23年4月以降）

（※平成23年3月11日に発生した東日本大震災の特例措置により議員の任期が延期され、議会改革推進会議の委員の任期についても、後任者が指名されるまで延期されることとなった。）

（1）検討事項の状況

平成23年4月以降の推進会議においては、平成22年度において方向性が示された検討事項18「附属機関等の委員の就任辞退」について、就任辞退の考え方と実施時期等を決定した。また、同じく平成22年度において方向性が示された検討事項

1 1 「予算調製方針の説明と政策提言等」については、平成21年度、平成22年度に引き続き、平成23年度も試行として予算特別委員会において知事等による平成24年度予算に係る予算調製方針等の説明と質疑を実施することを決定した。

(2) 各検討事項の検討内容

成 果

検討事項18「附属機関等の委員の就任辞退」

[検討根拠]

『執行機関が設置する附属機関等への委員への就任は、法令で県議会議員の就任が必須となっているもの以外については、就任を辞退すべきである。(平成20年度議会改革推進調査特別委員会報告書)』

[検討内容]

議会として、附属機関に対する監視・調査機能を充実強化するとともに、附属機関への議員の関わりと議員活動等との整合性の確保を図ることが求められていた。

平成23年4月以降の推進会議では、平成23年3月の中間報告で示された方向性を踏まえ、法律及び法律に基づく政令により県議会議員の就任が規定されている附属機関以外の例外的な取り扱いやその期間、団体等の取り扱い、実施時期など実施に向けた具体的な検討を進めた。

例外的な取り扱いについて、検討の過程においては、例外を認めず、法令で県議会議員の就任が規定されているもの以外は一律就任を辞退すべきとの意見がある一方で、条例で議員の就任が規定されている附属機関や行政処分に対する不服申立の審理・裁決等を行う第3者機関で、その職務内容等を含め県議会が関与しきれない附属機関に

は委員が就任すべきものもあるという意見もあった。また、団体についても、例外的な就任は認めず、すべての団体の役職員等への就任は辞退すべきとの意見がある一方で、出資・補助等県の関与がある団体で、取締役や理事等その団体の運営等に直接的に関わることとなる職に就任している団体の役職員等への就任は辞退すべきであるが、例外的に、他都道府県・市町村と連携し、あるいは、広く県民が参加し、啓蒙・啓発・支援等の公益的事業の推進等を目的とする協議会等の団体の役職員等への就任は認めるべきであるという意見もあった。

検討の結果、①附属機関の委員の就任については、例外を認めず、法律及び法律に基づく政令により県議会議員の就任が規定されている附属機関のみ就任すること、②団体の役職員等への就任については、出資・補助等県の関与があり、団体の運営等に直接的に関わることとなる職に就任している団体の役職員等（取締役・理事・会議員・評議員・監事）への就任は辞退し、例外的に、他都道府県・市町村と連携し、あるいは、広く県民が参加し、啓蒙・啓発・支援等の公益的事業の推進等を目的とする協議会等の団体の役職員等（議長が就任している協議会等で、会長・副会長・副支部長・顧問・参与）への就任は認めること、③例外的に就任を認める場合の期間は、毎年度、議会改革推進会議において、その団体の活動内容等の報告を受け、就任の可否を含め判断すること、④平成24年度から実施することについて議長に報告した。

方向性が示された検討事項

検討事項11「予算調製方針の説明と政策提言等」

[検討根拠]

『議会は、知事等に対し、予算の調製の方針についての説明を求め、政策提言等を行うものとする。』（議会基本条例第21条第1項）

〔検討内容〕

二元代表制の一翼を担う議会として、執行部の予算編成等に対する関与や議会としての政策立案機能の一層の充実が求められているところである。

検討の結果、平成23年度についても平成22年度に引き続き、①「当初予算調製方針の説明」を施行として実施すること、②実施時期は11月上旬から下旬とすること、③執行部に対しては、「平成24年度政策財政運営の基本方針」、「平成24年度当初予算の編成方針」の2点について説明を求めること、④予算特別委員会（全体会）において実施すること、⑤質疑について実施することについて議長に報告した。

当該検討項目については、次期議会改革推進会議において引き続き検討することとなるが、今年度の実施に向け、議員を対象として実施したアンケート調査において示された東日本大震災復興予算との兼ね合いを考慮した説明や質疑方法のあり方などの意見を踏まえ、実施に当たっての詳細は、予算特別委員会で検討されることとなる。

また、その他の調査や政策提言については、知事の専権とされている予算調製権と議会との関係の整理や政策立案機能の現状を踏まえた議会としての政策立案機能のあり方などの検討が必要であることから、前期の推進会議において、一定の方向性が示されている検討事項12「予算審議の体制整備（予算常任委員会化）」と一体的に検討することが必要である。

次期推進会議の検討事項

① 継続検討事項

○検討事項10「議会（本会議）の会期設定」

○検討事項17「他都道府県議会との連携協力」（※全国都道府県議会議長会、ブロック議長会等の動向を見ながら随時検討）

今期推進会議において検討の着手に至らなかったため、次期推進会議において検討することとなった事項である。

② 新規検討事項

○ 「議員提案条例の見直し」

当県議会の議員提案条例の制定数は、都道府県議会中全国一を誇るものであるが、当時の社会状況等を背景として制定された条例の中には、既にその目的を達成したもののなど見直しが必要な条例もあることが想定されることから、議長より当推進会議に対し、これまで制定してきた議員提案条例の見直しについて検討するよう諮問があった。見直しに際しては、現状の精査を含めたその必要性や検討組織の設置等も含め、次期推進会議で検討することとなった事項である。

3 終わりに

平成21年7月の議会改革推進会議の設置以降、前期は11回、今期は13回の会議を開催し、議会基本条例の具体化に向けて検討を重ねてきた。

この間、地域主権改革大綱が示され、また、関西における広域連合の設立、九州における広域機構への取り組みなど、地域主権改革をめぐる動きは大きく変化している。地方議会においては、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会をつくるという地域主権改革の動向を踏まえながら、議会のあり方を探求していく必要がある。当県議会における議会改革の検討は引き続き、次期の議会改革推進会議に委ねることとする。

●宮城県議会議会改革推進会議運営要綱

(設置)

第一 議会改革の推進に関する基本的事項の協議又は調整を行うため、宮城県議会に、議会改革推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(構成)

第二 推進会議は、議員のうちから各会派の推薦を受けて議長が指名する委員をもって構成する。

(任期)

第三 委員の任期は、指名の日から翌年の最初に招集される定例会の閉会の日までとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、前二項の規定にかかわらず、後任者が指名されるまで在任する。

(委員長及び副委員長)

第四 推進会議に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、推進会議の事務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第五 推進会議は、委員長が議長の承認を得て招集し、これを主宰する。ただし、委員の任期満了に伴う新たな委員の指名後、最初に開催される推進会議は、議長が招集する。

2 推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員は、やむを得ない理由により推進会議に出席できない場合は、その代理者を推進会議に出席させることができる。

(協議又は調整事項)

第六 推進会議は、次に掲げる事項について協議又は調整する。

一 議会改革の推進に関する事項（議会運営委員会の担任事項を除く。）

二 その他委員長が必要と認める事項

(議長への報告)

第七 委員長は、推進会議を開催した都度、速やかに、推進会議の協議の経過及び結果を議長に報告するものとする。

(会議録)

第八 委員長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

一 開催日時及び場所

二 出席委員の氏名

三 議題及び議事の要旨

四 その他委員長が必要と認める事項

(委任)

第九 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、委員長が推進会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成二十一年七月十日から施行する。

附 則

この要綱は、平成二十二年六月三十日から施行する。

●宮城県議会議会改革推進会議委員名簿

自由民主党・県民会議	◎安部	孝
	○長谷川	洋一
	佐々木	喜藏
	中山	耕一
	中島	源陽
	寺澤	正志
	高橋	伸二
	細川	雄一
改革みやぎ	藤原	のりすけ
	須藤	哲
社民党県議団	本多	祐一朗
公明党県議団	伊藤	和博
日本共産党宮城県会議員団	横田	有史
21世紀クラブ	吉川	寛康

※◎は委員長，○は副委員長

●宮城県議会基本条例の具体化に向けた検討事項

No.	事 項		検討すべき内容	検討主体		決定機関
				議運	推進	
1	常任委員会の機能強化	5条3項	具体的方向性		○	議会運営委員会
2	特別委員会の弾力的な設置	5条4項	具体的方向性		○	議会運営委員会
3	参考人及び公聴会の制度の活用	12条1項	実施手続き	○		議会運営委員会
4	請願に係る紹介議員又は請願者からの説明	12条2項	実施手続き	○		議会運営委員会
5	請願の処理の経過及び結果の報告要求	12条3項	実施手続き	○		議会運営委員会
6	議会と県民及び市町村との意見交換	12条4項	具体的方向性		○	代表者会議
7	議案等に対する議員の賛否の公表	14条1項	実施手続き	○		議会運営委員会
8	傍聴環境の整備及び関係資料の配布等	14条2項	実施手続き		○	—
9	議会の方向性についての議長説明(議長記者会見)	15条2項	実施手続き		○	代表者会議
10	議会(本会議)の会期設定	20条	具体的方向性		○	議会運営委員会
11	予算調製方針の説明と政策提言等	21条1項	具体的方向性		○	議会運営委員会
12	予算審議の体制整備	21条2項	具体的方向性		○	議会運営委員会
13	専門的知見の活用	23条1項	実施手続き	○		議会運営委員会
14	調査又は諮問のための機関の設置	23条2項	具体的方向性	—	—	—
15	知事等の反問	25条	実施手続き	○		議会運営委員会
16	知事等に対する資料請求等	26条	実施手続き	○		議会運営委員会
17	他都道府県議会との連携協力	29条	具体的方向性		○	代表者会議
18	附属機関等の委員の就任辞退について	報告書提言	具体的方向性		○	代表者会議
19	議会の議決に付すべき契約の金額基準(予定価格5億円以上)の引き下げについて	報告書提言	具体的方向性	—	—	—

● 議会改革推進会議の検討経過

【H21】

日付	検 討 項 目
平成 21 年 7 月 21 日 (火)	第 1 回議会改革推進会議 ○正副委員長の互選（高橋長偉委員長，坂下康子副委員長） ○条例内容の確認及び議会運営委員会との役割分担について ○条例の具体化について
8 月 10 日 (月)	第 2 回議会改革推進会議 ○議会運営委員会との役割分担について ○条例の具体化について ・議案等に対する議員の賛否の公表 ・傍聴環境の整備及び関係資料の配布等 ・議長記者会見 ・知事等の反問
8 月 21 日 (金)	第 3 回議会改革推進会議 ○傍聴環境の整備及び関係資料の配布等について ○議長記者会見について ○常任委員会の機能強化について ○予算調整方針の説明と政策提言について ○今後の検討スケジュールについて
9 月 25 日 (金)	第 4 回議会改革推進会議 ○常任委員会の機能強化（常任委員会委員任期の改正）について ○予算調製方針の説明と政策提言について
10 月 21 日 (水)	第 5 回議会改革推進会議 ○常任委員会の機能強化（常任委員会委員任期の改正）について ○予算調製方針の説明と政策提言について
11 月 20 日 (金)	第 6 回議会改革推進会議 ○常任委員会の機能強化（常任委員会の所管の組み替え）について ○予算調製方針の説明と政策提言について
12 月 16 日 (水)	第 7 回議会改革推進会議 ○常任委員会の機能強化（常任委員会の所管の組み替え）について ○予算調製方針の説明と政策提言について
平成 22 年 1 月 13 日 (水)	第 8 回議会改革推進会議 ○常任委員会の機能強化（常任委員会の所管の組み替え）について ○予算調製方針の説明と政策提言について
3 月 4 日 (木)	第 9 回議会改革推進会議 ○常任委員会の機能強化（常任委員会の所管の組み替え）について ○予算審議の体制整備について ○議員間討議の活性化について
4 月 22 日 (木)	第 10 回議会改革推進会議 ○常任委員会の機能強化（常任委員会の所管の組み替え）について ○予算審議の体制整備について

日付	検 討 項 目
5 月 24 日 (月)	第 11 回議会改革推進会議 ○予算調製方針の説明と政策提言について ○予算審議の体制整備について ○中間報告書について

【H22】

日付	検 討 項 目
平成 22 年 6 月 30 日 (水)	第 1 回議会改革推進会議 ○正副委員長の互選（安部孝委員長，長谷川洋一副委員長） ○中間報告書について
8 月 9 日 (月)	第 2 回議会改革推進会議 ○各会派 H22 議会改革推進会議検討事項に関するアンケート結果について ○常任委員会の機能強化（常任委員会の所管の組み替え）について ○検討スケジュールについて
8 月 24 日 (火)	第 3 回議会改革推進会議 ○常任委員会の機能強化（常任委員会の所管の組み替え）について ○予算調製方針の説明と政策提言（平成 23 年度当初予算調製方針の説明）について ○新規検討事項の検討順位について
10 月 8 日 (金)	第 4 回議会改革推進会議 ○常任委員会の機能強化（常任委員会の所管の組み替え）について ○新規検討事項の検討順位について ○三重県議会調査報告について
10 月 18 日 (月)	第 5 回議会改革推進会議 ○常任委員会の機能強化（常任委員会の所管の組み替え）について ○今後の検討課題について ○検討事項の検討の方向性について
12 月 3 日 (金)	第 6 回議会改革推進会議 ○特別委員会の弾力的な設置について ○議会と県民及び市町村との意見交換について
12 月 21 日 (火)	第 7 回議会改革推進会議 ○特別委員会の弾力的な設置について ○議会と県民及び市町村との意見交換について ○附属機関等の委員の就任辞退について
平成 23 年 1 月 21 日 (金)	第 8 回議会改革推進会議 ○附属機関等の委員の就任辞退について ○中間報告書について
2 月 24 日 (木)	第 9 回議会改革推進会議 ○中間報告書案について
3 月 10 日 (木)	第 10 回議会改革推進会議 ○附属機関等の委員の就任辞退について

【H23】

日付	検 討 項 目
平成 23 年 6 月 10 日（金）	第 1 回議会改革推進会議 ○附属機関等の委員の就任辞退について
7 月 21 日（木）	第 2 回議会改革推進会議 ○附属機関等の委員の就任辞退について ○予算調製方針の説明と政策提言等について
10 月 14 日（金）	第 3 回議会改革推進会議 ○附属機関等の委員の就任辞退について